

平成 30 年 10 月 1 日施行予定

NPO法改正に伴い

貸借対照表の公告が必要となります

(法務局での資産の総額変更登記はなくなります。)

平成 28 年 6 月に特定非営利活動促進法（以下「NPO法」）が一部改正されたことに伴い、NPO法人は、貸借対照表の公告を行うことが義務づけられます。（平成 30 年 10 月 1 日施行予定※）※「予定」とされているのは、貸借対照表の施行日は、改正NPO法公布の日から起算して2年6月以内において、政令で定める日とされているためです。

一方、これまで法務局において資産の総額の登記を毎年変更することが義務づけられていましたが、その変更登記が不要となります。

【ポイント】

定款に“貸借対照表の公告方法”を明記する必要があるため、今後開催予定の総会で定款変更の議決を行い、遅滞なく北九州市に「定款変更届出書」を提出してください。

■ 定款変更の手続き及び提出書類

“公告の方法“の定款変更は、NPO法第 25 条第 6 項に規定される届出事項となりますので、法人の総会での議決のみで変更することができます（所轄庁の認証は不要です）。

※ 「公告の方法」以外の事項をあわせて変更する場合には、認証申請（所轄庁の認証）が必要な場合がありますのでご注意ください。

STEP 1 総会の開催（議案に「定款変更の件」を明記してください。）



STEP 2 北九州市（所轄庁）へ下記の①～③を提出してください。

	提出書類	部数
①	定款変更届出書（様式第 6 号）	1 部
②	定款変更を議決した総会議事録の写し	1 部
③	変更後の定款	2 部

■ 貸借対照表を公告する年度

<平成 30 年 10 月 1 日施行で 3 月決算法人の場合>

対象	貸借対照表の公告	法務局での資産の総額変更登記
平成 29 年度 (H30.3 月末決算)	必要	必要
平成 30 年度 (H31.3 月末決算)	必要	不要

※ 9 月末決算法人の場合、平成 28 年度 (H29.9 月末決算) 分より「貸借対照表の公告」が必要となります（「資産の総額変更登記」も必要です）。

■貸借対照表の公告に伴う定款変更例

<条文はあくまで例示です>

旧（現行）	新（変更後）
（公告の方法） 第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。	（公告の方法） 第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。 <u>ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、【〇〇〇】して行う。</u>

【〇〇〇】の記載（例）は、下記の4つ（5例）から選ぶことになります。ただし、①②は掲載費用が発生しますので、ご注意ください。

貸借対照法の公告方法	【〇〇〇】の記載例
① 官報	官報に掲載
② 日刊新聞紙	福岡県において発行する〇〇新聞に掲載
③ 電子公告	この法人のホームページに掲載
	内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載
④ 法人の主たる事務所に おいて、公衆の見やすい 場所に掲示	この法人の主たる事務所の掲示場に掲示

※ ③の内閣府NPO法人ポータルサイトご利用の場合は、「ユーザー登録」が必要です。詳しくは、「内閣府NPO法人ポータルサイト」で検索し、画面の「法人ログイン」をクリックしてください。

※ ④は、主たる事務所において市民が容易に貸借対照表を閲覧できる状態にあることが必要です。例えば、法人の主たる事務所の掲示板や入口付近に掲示することが望ましいですが、建物の構造やアクセスの容易性など踏まえて判断してください。

■その他

※ 平成23年の法改正に伴う定款変更を行っていない法人は、速やかに変更手続きをしてください。詳しくは内閣府ホームページや北九州市市民活動サポートセンターホームページ“キラキラネット”をご参照ください。

※ NPO法における事務手続き上の注意点

- ◇ 事業報告書は提出しましたか？毎事業年度初めの3ヶ月以内に提出してください。
- ◇ 会計書類の数字はチェックしていますか？活動計算書、貸借対照表の数字の誤りが散見されます。
- ◇ 役員変更はありませんでしたか？役員が全員再任された場合でも届出が必要です。

■問合せ先

北九州市市民文化スポーツ局市民活動推進課（市民活動サポートセンター内）

〒806-0021 北九州市八幡西区黒崎三丁目15番3号コムシティ3階

電話 093-645-3101 Fax 093-645-3102

様式第6号

平成 ○年 ○月 ○日

北九州市長 様

「定款を変更した日」ではなく、「提出日
(郵送の場合は投函日)」を記載します。定款のとおり
正確に記載します。

主たる事務所の所在地 北九州市○○区○○○丁目○番○号

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人○○○

代表者氏名 北九 太郎

電話番号 ○○○-○○○-○○○○

法人
代表者
印法務局で登記(届出)し
たものを押します。

定款変更届出書

下記のとおり定款を変更したので、特定非営利活動促進法第25条第6項(同法第52条第1項(同法第62条において準用する場合を含む。))により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添えて届け出ます。

記

新旧条文等の対照表を記載。
(条文を抜き出して記載してください。)

1 変更の内容

旧(現行)	新(変更後)
(公告の方法) 第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。	(公告の方法) 第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。 ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、【○○】して行う。

変更年月日：平成○年○月○日

「定款を変更した日」を記載します。総会において「本日付けで定款を変更する」と議決した場合は「総会日」を、「翌月1日付けで定款を変更する」と議決した場合は「翌月1日に対応する日」を記載します。

なお、この届出書は「実際に定款が変更になった後に」提出するものなので、後者の場合は「翌月1日以降に」提出することになります。

2 変更の理由

特定非営利活動促進法の改正により、貸借対照表の公告方法を別に定めるため。

コピーを提出し、
原本は団体で保
管してください。

記載例

特定非営利活動法人〇〇〇〇臨時（通常）総会議事録

- 1 日 時 〇年〇月〇日（〇） 午後〇時から〇時まで
- 2 場 所 北九州市〇〇区〇〇〇丁目〇番〇号
（〇〇会館第〇会議室）
- 3 出席者数 正会員（社員）総数 15 名のうち 13 名出席（うち書面表決者 2 名、表決委任者 1 名）
- 4 審議事項
第 1 号議案 定款変更に関する件

「13-2-1=10」
本人出席者は 10 人と
いうこととなります。

あらかじめ書面で賛否を表明
している者

あらかじめ委任状を提出し
ている者

5 議事の経過の概要及び議決の結果

- (1) 〇〇〇〇氏より、本日の社員総会は定款に定める定足数を満たしており、有効に成立している旨を宣言した。
- (2) 互選により、議長に△△△氏が選出された。
- (3) 第 1 号議案について
〇〇〇〇氏より、別紙のとおり定款を変更したい旨の提案があり、議長がこれを議場に諮ったところ、全会一致で原案どおり可決された。
なお、定款その他の申請書類に関する原案の骨子に変更のない程度の字句の修正については、理事長に一任することです承を得た。

変更内容がわかるように、議事録に書き込むか、
もしくは、議案書などの書類を添付してください。

6 議事録署名人の選任について

議長より、議事録署名人に××××氏、****氏を選任したい旨の提案があり、これを議場に諮ったところ、全会一致で可決された。

以上、この議事録が正確であることを証します。

〇年〇月〇日

定款の定めに従い、署名（自筆）又は記
名（ワープロ可）、押印等を行ってください。

議 長	△△△△	印
議事録署名人	××××	印
同	****	印

定款に議事録に関する規定を定め
ている場合は、必ず定款の内容を確
認してください。